
全 員 協 議 会 会 議 記 録

令和 7 年 4 月 3 0 日

会 議 記 録

会 議 区 分	全 員 協 議 会
開 催 年 月 日	開 議 午前 1 0 時 0 2 分 令和 7 年 4 月 3 0 日 散 会 午前 1 0 時 4 9 分
場 所	苫小牧市議会 大会議室
出 席 者	藤田議長、岩田副議長、志方議員、嶋中議員、 山田議員、大野議員、喜多議員、山谷議員、神山議員、 大西議員、触沢議員、橋本議員、佐々木議員、 牧田議員、首藤議員、森本議員、原議員、竹田議員、 池田議員、谷川議員、桜井議員、松尾議員、小山議員、 松井議員、越川議員、小野寺議員、富岡議員
欠 席 議 員	——
事 務 局 職 員	宮沢事務局長、小西次長、岸田副主幹、 白石主査、仲世古主査、杉原主任書記、樺島書記
付 議 事 件 及 び 議 事 の 経 過 概 要	別紙のとおり

- 議長（藤田広美） ただいまから、全員協議会を開会いたします。
- 議員各位におかれましては、大変お忙しい中、御参集を賜り、感謝申し上げます。
-

- 議長（藤田広美） 本日の案件は、会議案のとおりであります。
- 資料の掲載場所は、サイドブックの全員協議会の本日の日付でございます。
- なお、本日の会議においては、着座のままで御発言をよろしくお願いいたします。
- まず、協議内容といたしましては、議員及び市側双方の質問の在り方についてでございます。

2月定例会において、新緑の代表質問に際し、市側が質問と答弁をセットで作成し、会派に提供していたことが明らかになりました。

このことについて、動議を経て、議会運営委員会において、議員及び市側双方の質問の在り方について協議をしてまいりました。

初めに、協議経過について、資料1を御覧ください。

議会運営委員会において、この問題に真摯に向き合い丁寧に何度も議論を重ねてきたと思っております。その中で、市側に対する問題及び市側に何を求めるかということ、その上で議会としてどのようにしていくかということに分けて議論することとしてきました。

1点目の市側に対する問題点及び市側に何を求めるかということですが、整理されてきた問題点は3点ございます。

1点目は、新緑に対して、他会派より早く、市政に臨む基本方針及び市政方針の項目名を渡したこと。

2点目は、新緑の代表質問に対し、質問と答弁をセットとしてメールで作成を指示し、渡したこと。

3点目は、議会基本条例に掲げる二元代表制を毀損したことでございます。

これらに対して、4月28日開催の議会運営委員会において、正副議長から市長に対して要望書を提出することが決定しております。

資料2を御覧ください。

要望書の内容につきましては、今後このような行為を一切行わないこと、行政報告等、市民への説明責任を果たすこと、回答を5月16日までにいただくことを求めることとしております。

このことについてはよろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

●議長（藤田広美） 次に、今回の件については、議会基本条例にも掲げられている二元代表制の原則に立ち返る必要があるため、二元代表制について議会基本条例の内容を含め、改めて副議長から説明していただきたいと思います。

副議長。

●副議長（岩田薫） それでは、資料３を御覧ください。

市長と議員は、それぞれが住民の信任を得て、市民の代表として選出されております。

二元代表制とは、このように市民の代表として選出された市長と議員が、独立・対等の立場で相互に牽制し、均衡を保つことにより、適切な行政運営を図る制度のことをいいます。

次に、資料４の苫小牧市議会基本条例逐条解説１ページを御覧ください。

本市議会においては、平成３１年４月１日より議会基本条例を施行しており、この条例の冒頭の前文において、合議制の議事機関である議会は、独任制の執行機関である市長との健全な緊張関係を保持しながら監視機能、調査機能、政策形成機能等を最大限に発揮するとともに、開かれた議会とするために市民の声を常に聞き、市政に反映できるように機能強化に努めなければならないと規定しており、議会の進むべき方向を確認し、この条例の制定に当たっての議員の役割、そして決意を述べております。

次に、３ページを御覧ください。

第２章の議会及び議員の活動原則において、市政運営が適正に行われているか行政監視機能を発揮することや、政策の立案及び提言に努めること、市政全体を見据えた視点に立ち、市民の意見及び要望を的確に把握すること、政治倫理を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行することなどが明確に規定されております。

今回の事案を通して、この議会基本条例を施行している意味、そして、この条例に規定している二元代表制における議員の役割について、全ての議員が再認識する必要があると思っております。

今後、全議員が襟を正しつつ、議員の責務を果たし、市議会が一体となって市民の信頼回復に努める必要があると考えております。

議会基本条例については、全議員が既に認識していると思いますが、改めて御確認いただきますよう、お願いいたします。

以上です。

●議長（藤田広美） ただいまの件に関して、副議長からありましたとおり、全議員が再認識し、議員の責務を果たしていただきますようお願いいたします。

このことについてはよろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

●議長（藤田広美） 次に、議会としての今後の対策についてでございます。

このことについては、議会運営委員会において、これまでどおり丁寧な聞き取りをしていくことや、市民に分かりやすい議論になるように効率的なヒアリングをしていくことに併せて、市側に質問作成を依頼しているとみなされる行為を行わないこと。市側が作成する質問は一切受け取らないことを議会運営委員会で確認しております。

その上で、議会としてどのようにするかということですが、今回の事案は、市民からの注目度も高く、議会に対する不信感を抱く市民も少なくはないと考えております。

議会運営委員会においても、市民の信頼回復を行うために、議会として、市側からの質問を受け取らないことや疑われる行為は決して行わないことなどを何らかの形で表明するべきとの御意見が多く出ておりました。

そうした協議の中で、議会の意思を対外的に表明する手法として、決議を行うということで方向性がまとまったところであります。

決議の内容として、議会運営委員会において、市側が作成する質問を受け取らないことや二代表制を毀損するような行為は慎むこと。行政の監視機能の役割をしっかりと果たしていくことなどに触れて、全議員による表明とするとの御意見も出ておりましたが、決議の内容等につきまして、御意見のある方はいらっしゃいますか。

神山議員。

●議員（神山哲太郎） それでは、議会運営委員会での議論を踏まえて本日の全員協議会が行われました。議運では議論になかなか加わることはできませんでしたので、この場で発言させていただきたいというふうに思います。

簡潔に2点ほどお話をさせていただきたいと思います。

1点目については、市側と、それから新緑に対する意見でございます。それから、2点目は、今お話しされましたけれども、議会として決議などを行う場合の内容の提案でございます。

今日は執行部の方々はいらっしゃいませんけれども、既に議運で明らかになったとおり、市側がゼロベースで質問原稿をつくって会派に提供したということ自体、二代表制を毀損する行為であるわけでありまして、行き過ぎも甚だしいと言わざるを得ないというふうに思います。

議会に対してだけではなく、厳しく言えば、公務の職場全体における前例、それから慣例をいま一度見直す必要があると私は思っております。

それから、新緑さんに対してもあえて厳しく言わせていただきたいと思います。な

ぜもっと早い段階で今回の件の非を認める発言ができなかったのか。間違いは誰にでもあることとはいえ、それをしっかりと認める判断をつけて是正していくのが、選挙で選ばれた我々議員としての使命、責務であるというふうに思います。このことについてはしっかり反省していただきたいと、このように思っています。

次に、この全員協議会を経て、今後、二度と市民への不信感が起きることのないように、我々市議会としても反省し、議会として、それから議員として、再発防止のために意思を決議などで表明し、市民に対して真摯に信頼回復に努めていくことが必要であるというふうに思います。

そこで、市民から信頼される議会になるために、憲法や自治法の二元代表制の趣旨と苫小牧議会基本条例を重んじつつ、全ての質問作成は議員の責任において自ら行う、政治倫理の尊厳を守る、誠実に公平公正に職務を行う、それから、行政の監視機能を的確に果たすなどを提案いたしたいというふうに思っていますので、考慮のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

●議長（藤田広美） 他に。

小山議員。

●議員（小山征三） 今回、今までお話しされたとおり、そのとおりだと思いますけれども、重複するところもありますので、お話しさせていただきます。

今回、二元代表制を毀損する行為があったということで、やっと明らかになったということでもあります。しかし、新緑は認めてはいるものの、市長は正式にはいまだに認めていないという状況にあります。

今回、大きく2点に分けてお話しさせていただきますと、1点目は、新緑の代表質問を市役所組織ぐるみで10年以上もの長い間、作成していた行為、これは、新緑は依頼していないということはそのとおりかなと思いますけれども、市側が古くから作成していた、それが年々エスカレートしてきたということが、今回、1月14日のメールにあるとおり、偏った考え方になって取りまとめられていたということにあると思います。

市長は、予算編成権など絶大な権力を持ち、代表質問は向こう1年間の市政方針に対する質疑の場という重要な案件に対して、市側が都合よく関与して作成するということは、地方議会制度を大きくゆがめたというものであると考えます。

議員も住民に選ばれたということであれば対等な立場といえますので、だからこそ、市長が新年度予算を提案する前段の代表質問は、会派として何を言うか、住民から選ばれた議員として必要な予算をどう確保するのか、代表質問は我々も何度も何度も繰

り返してつくり上げて、会派の中で議論して、読み返して考えてきたものです。この代表質問を市が作成するのはもってのほかで、議員としても、頼まない、受け取らないことを改めて肝に銘じなければならない。そして、緊張関係を持ちながら、二度と行わないことを認識していかなければならないと思います。

これをまず決議することと、もう一点は、定例会における一般質問や補正予算質疑、あるいは委員会の質疑も同様であります。議員として、先ほど議長が言われました、今までどおり丁寧にヒアリングして質問することを継続することに加えて、市側へ質問の作成を依頼していると見られる行為は絶対に行わないことが必要と考えます。

したがって、議会で、やらせ質問と言われることなど、私には到底考えられません。あつてはならないことでもあります。私たち議員は、行政のチェック機関として監視することが重要な責務であります。私たち議員の行動も住民から見られているということをしっかりと意識して議会運営をしていかなければならない。そうでなければ住民は本当に離れていってしまうということです。そのことを再認識して、我々は住民から選ばれた議員であると、それで議会も議論していくことが肝腎であるということとを反省して努めなければならないと思います。これは私の意見ですので、これに対して反論でも意見でも結構ですので、あれば言っていただければと思います。

以上です。

●議長（藤田広美） 他に。

越川議員。

●議員（越川慶一） まず最初に、今回事件の問題点の共有というところでありますけれども、今回、新緑の代表質問と答弁をセットで作成することを指示し、実際に渡していたということ、これが1点。

それと、2点目に、市長を応援し支える会派というようなことで新緑を位置づけまして、他会派との差別的な扱いが長年続けられていたこと。

3点目は、なれ合い体質が当たり前となっていて、疑問を抱くこともなく、緊張感のない、明らかな市民感覚とのずれ、乖離が生じていたこと。

4点目、代表質問の答弁の中で、本件について特に問題はないというふうに言い切った市長の認識。

そして、5点目としては、この事件によって市政に対する不信感を市民に抱かせたこと。

これが問題点かなというふうに、皆さんとも共有したいというふうに思います。

2つ目に、再発防止に向けた考え方ということでありますけれども、これは、本件に関しまして、長年にわたり続けられてこられました与党会派新緑としてのあしき習

慣、これが招いた事件ということでありまして、市民を混乱させ、大きな政治不信を招き、苫小牧市議会の信頼を失墜させたことについて、これは、会派新緑の皆さんは、まず十分に猛省をしていただかなければならないというふうに思っています。

その上で、先日の4月28日の議会運営委員会で非を認め、陳謝する場面もありましたので、これについては、今後、新緑の皆さんに対しては、これ以上申し上げるものはないのではないかとこのように思っております。

したがって、この後は、苫小牧市議会としてどうしていくのか、いかに信頼を回復していくのかというようなことになりますので、まずは質問をつくらせない、受け取らない、そして、二元代表制の意義を十分に理解した上で、なれ合いには終止符を打つ、緊張感を持った議会運営をするということなど、議会の意思表示として、今回、決議ということが望ましいのではないかとこのように思っています。

3点目といたしまして、議会基本条例に掲げる理念の確認というところでありますが、これは、二元代表制の下、選挙によって市民の負託を受けた議員ということでもありますので、合議制の議会と独任制の執行機関である市長との健全な緊張関係を保持しながら、監視、調査、政策形成機能等を最大限に発揮するというのも議会の基本条例に記載されておりますので、これは全くそのとおりだというふうに思っております。ここの理念についてはそのとおりというふうに思います。

そして、今後、議会の決議の内容というところでありますけれども、これは、今回の事件の経緯、それから、今後の苫小牧市議会としての考え方になるというふうに思いますが、当たり前のことではありますけれども、やはり議会の基本条例に網羅されているというふうに考えておりますので、内容のベースになる部分は、この議会基本条例の文言になっていくのではないかとこのように思います。

あえて強調するということであれば、苫小牧市議会は、いま一度、二元代表制の原則に立ち返ること。

2つ目は、健全な緊張関係を保持しながら市政の監視、調査、政策形成機能等を最大限に発揮すること。

3点目は、議会を構成する議員は、政治倫理を遵守し、誠実かつ公正な活動により市民の信頼回復に全力で努めること。

このような内容を盛り込んではいかがかなというふうに考えております。

私のほうからは、以上です。

●議長（藤田広美） 他に。

小野寺議員。

●議員（小野寺幸恵） まず、この議会運営委員会は6回ほど開かれておりますけ

れども、私の動議で、議長の取り計らいで開いていただいたということ、そして、神山委員長の下、6回開かれておりますし、この間に理事会なども開かれて、本当に精力的に真剣に議論していただいたと思っています。そして、こういう、先ほど議長も副議長も報告していただいたとおり、しっかり回答を導いていただいたということに、まず心から感謝したいと思います。そして、議運のメンバーの皆さん、本当に長い時間の議論をしてきたと思います。そして、事務局の皆さん、夜遅くまで議事録の作成にも取り組んでいただきまして、いろいろ時間と労力を費やしてくださったと思います。本当に心から感謝したいと思います。

そして、新緑におかれましては、このこと、これだけ皆さんに迷惑をかけたということをしつかりと受け止めて、先ほど猛省してほしいという声がありましたけれども、本当に真剣に受け止めて正していただきたいということを強く要望したいと思います。

その上でなのですけれども、市が質問をつくっていたということは絶対あってはいけないことだと思いますし、それをもらって、ほぼ同じ内容で質問していたということも私はあってはならないことだと思っています。これはもう大前提だと思いますし、市民の声をしっかりと市政に届けるという役割、そして監視をするという役割が、私たちは議員ですから、その役割をしっかりと果たしていないと私は言わざるを得ないと思っています。

そして、道新さんの記事の中にはこういうものがありました。苫小牧市の幹部も、議員からとんちんかんな質問が来るくらいなら、こちらでつくったほうが分かりやすいと。ここまで市の職員に言われているということは本当に恥ずかしいことだと思いますし、私も含めて議会質問をしっかりと勉強する、鍛えていくということも問われているのかなと思います。

そういう意味では、しっかりと市民の信頼回復ということにも私自身も取り組んでいきたいなと思いますし、しっかりと市民の声を議会に届けていく、今後、そういう姿勢を見せていくということが信頼回復にもつながるのかなというふうに私は思っています。

そして、神山議員からも言うておりましたけれども、6回の議会運営委員会でやっと非を認めたと、本当にこれも恥ずかしいことだと私は思いますので、ここもしっかり正していただきたいなと思っております。

そして、決議についてなのですけれども、決議は私も大賛成です。先ほど説明のあった、質問は一切受け取らない、それに、誤解を与えるような行為はしないと、二元代表制をしっかりと守ると、監視役を果たすということをしつかりと盛り込んだ決議を上げていくということと、これから私たちの議会質問を通して市民に自分たちの声が

しっかり反映された議会になっているなど、開かれた議会になってきているなどという、その議会運営に私たちも力を入れていくことも一つの信頼回復になるかなと思っていますので、これもこの２７名のみんなで議論しながら、開かれた議会ということにますます取り組んでいきたいなというふうに思っております。

以上です。

●議長（藤田広美） 他に。

桜井議員。

●議員（桜井忠） まず、今まで多くの皆さん方が話している内容に、まさしくそのとおりだなというふうに思って、同じことを同じように言っても仕方ありませんので、まずその点は私どもも同じ考えであるということを申し上げた上で、先ほど岩田副議長が言われた、全ての議員が再認識というお話もありましたけれども、議員だけではなくて、今日は来ておりませんけれども、やはり市側も、例えば議会基本条例に書いてあることは、もちろん議員がこれを守らなければなりませんけれども、しかし、我々の内規ではなくて条例にまでしたということは、やはり一つの法律のようなもので、その議会議員に関わる、市民もそうですけれども、市の方々もやはりそれを守っていかなければならないというものだろうというふうに思っています。

そういう中で、やはり市のほうにいろいろ猛省を求めたいところがありますが、先ほどどなたかも言うておりましたけれども、市長の認識だけが違うような形で、それが訂正されていないと。私も、代表質問のときに、この件を通告していませんから質問にはしませんでしたけれども、あえて冒頭に、その情報のリークなのか、それとも公益通報なのか、やはりそういうふうに考えたときに、私は公益通報である可能性が非常に高いというふうに思っておりましたので、兵庫県政であった問題と同じことになるのではないかと、自殺にまでなった、そういうふうにするわけにはいかないぞということで、市長に、もし取り消すのであれば取り消してほしいということを申し上げましたけれども、そういうふうにはならなかった。やはりそういうことを含めても、この問題は、もう我々で決議して終わりということではなくて、そういうところも今後正していかなければならない問題ではないかなというふうに思っています。

そう思う中で、皆さん方の今まで言うてきた方向性については、私も賛成して、同じように足並みをそろえていきたいというふうに思います。

以上です。

●議長（藤田広美） 他に。

松井議員。

●議員（松井雅宏） それでは、これまで出ていない意見を３点ほど述べたいとい

うふうに思います。

今回の事件については、勇気ある職員さんの通報から始まったことであります。それを受けて、小山議員の代表質問、あるいは小野寺議員の動議、こういった問題提起があつて、6回という議運の回数も述べられておりましたけれども、理事会を含めると9回にわたってこの議論がなされてきたわけであります。

それで、ようやくこの全員協議会が開かれて、次の段階に進んでいけるということにあつては、遅きに失したかもしれませんが、苫小牧市議会の自浄能力が一定程度発揮できたのかなというふうに私自身は認識をしております。

ただ、今後において、同様の事件、案件が起こらないとも限りません。ですから、そういったところに備えて、今回、中間人事前に決着をつけようということでありますけれども、議会基本条例が議員全員の総意によって定められていたにもかかわらず、こういった事件が発生したわけでありますから、今後もそういうことがあり得るという前提に立って、どのようにしていくのかということを考えていかなければならないというふうに思っています。

具体的には、決議文に盛り込む、盛り込まないは別として、今後の課題として、議会の自浄能力を高める手法として、議員や議会はどうあるべきか、こういったことの研修会を定期的を開催していかなければならないということを提案させていただきたいと思いますし、不祥事を起こした議員に対する、今回は不祥事というかどうか表現は別として、これは厳正な対応が必要であるということ、そして、必要によっては第三者による透明な調査体制の構築、こういったことも考えていかなければならない、検討していくべきだということを、ぜひ次の議会中間人事に向けた申し送りとして伝えていただきたいなということを要望しておきたいと思います。

あと1点ですけれども、これまで出た意見の中では、市議会としては二元代表制を損なう、毀損する行為だということは意見として一致を見たと思います。そうではないという意見があれば、ぜひ議員間討論させていただきたいと思いますが、一致したのであれば、5月2日に正副議長が提出する市長への要望書、これについては、要望書という表現を文言整理としてちょっと考えていただきたいということを提案したいと思います。要望書というのは、お願いすることです。今回の件は市が原因者でありますから、議会がお願いする筋の話ではありません。ですから、申入れ、もしくは、道新さんに記事として書かれておりましたけれども、是正要望、どうしても要望ということであれば是正させる要望にすると、そういった文言整理を提案させていただきたいというふうに思いますし、二元代表制を疑われる行為ではなくて、議会としては、二元代表制を毀損する行為、これを明記していただくことが必要だとい

うことを述べさせていただきたいと思います。

以上です。

●議長（藤田広美） 他に。

山谷議員。

●議員（山谷芳則） まずは今回の会派の代表質問に関しまして、今ほど皆さんからありました議会運営委員会、そして全員協議会を開催ということになりまして、多くの時間を取らせてしまいましたこと、議員の皆様には大変深くおわび申し上げます。また、市民の皆様には多大な御心配、御迷惑をおかけしたことも改めておわび申し上げます。

誠に申し訳ございませんでした。

進め方としましては、会派は、今までの進め方、これは改めなければならないことは確認しておりますので、今の段階でどのような改めをするかというところまでは結論には至っていませんけれども、今回のような進め方は決してしないことを、この場でお誓いさせていただきます。

また、議会としての今後の対応につきましては、我々の今回の代表質問で、議会という全体を巻き込んでしまう形になりましたので、私どものほうから特に申し上げる異論はございませんので、今、皆様からいただいた御意見を基に進めていただきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

●議長（藤田広美） 他に。

原議員。

●議員（原啓司） それでは、一通り皆さんから意見を聞かせていただきましたので、重複は避けたいと思いますけれども、私からは、決議文の作成に関連して1点だけお話しさせていただきたいと思いますけれども、ぜひ載せるべきなのは、これまでどういう調査が行われて、どういう事実が明らかになったかということの事実経過をまず踏まえて、その決議文を作成するに至った、そういう経過をやはり明記する必要があるかなということや、それを踏まえて、何が誤っていて、何が問題で、そして、どこをどのように改めなければならないのか、そういうことの決意を表明する内容にしていかなければならないというふうに考えております。

その上では、やはり今回の問題を通じて、一切この不正に関わっていないほとんどの会派に対しても、やはり市民の不信の目が向けられております。ですので、決議文の中にもぜひとも、やはりこれはこの先10年、20年と残っていくものにもなると思いますので、この時期に何が起こったかということを、後になっても後々分かるよ

うに、やはり当事者を明確にした上で、何が起こったか、事実関係を記載することが重要になってくるかと思いますので、決議文の内容は、そういった中身も踏まえて、今後、二度とそういう作成質問を市の職員から受け取らないという決意も含めて表明する、そういう中身にしていくことが大事かなと思っております。

以上です。

●議長（藤田広美） 他に。

谷川議員。

●議員（谷川芳一） それでは、我が会派は最後になると思うのですが、今、各会派の代表、そしてまた、それぞれの方が発言したことは、もう全てもったもな事と思います。

ただ、少なくとも、この事の発端となった新緑さんに、私は、きつい言い方ですけども、反省が見られないと。市民から理解してもらえそうな陳謝ではないように私は思います。

それともう一点、市。これは議会の条例と、守りごとと言いながら、市も、市長が、市民の代表のトップである方が、議会で堂々と問題ないというような発言があって、そして私は代表者会議で、ここに市長も呼んで、しっかり市民に事の成り行きを話すべきだというふうに言ったのですが、それはかないませんでした。

私は、今、話を聞いていて非常に不自然に感じるのです。議会の問題だけではない、それは皆さん意識している。そして、市民と議会とみんな対等だということも、これは自治基本条例にもよく出ていますし、議会の条例にも出ています。そういう中で、市長が来て、私は、きちっと何らかの話があってもいいのではないかと強く今でも感じています。

ですから、まず、市側は本当に反省しているのか。今、日本共産党市議団の原議員が言われたように、本当にやはり時系列にきちっと残しておいて、そして、こういう問題は二度と起こさない。

私も古く議員をやっていますけれども、以前にこういう問題があって、一時、理事者と議員側はすり合わせをしないという時期がありました。しかし、それではあまりに効率が悪いということで、条件をつけながら今の状態になっていたのですが、私もゆめゆめこのようなことが、与党会派だという色をつけられて、市側が区別して、このようなことを議員に、私は質問事項、また答弁事項までやっているなどとは考えてもいませんでした。ですから、このことのやり口は、これは全国的に私は注目されていると思いますので、簡単に終わる問題ではない。

ぜひこの時系列を含めて、行政もどうなのか、一体となって私はこの問題を解決す

べきだと、それがこの問題の終点になるのかなという感じがいたしますので、ぜひそのような方向で皆様の御賛同をいただいて、議長も取扱いを、そして、場合によってはチームをつくるなりすることも必要かと、理事者を入れながら、市民にまず理解してもらい、そのようなことはすべきではないかと強く感じていることでございますので、ぜひ、議長、取扱いをしっかりとやっていただきたいとお願いしておきます。

以上です。

●議長（藤田広美） 他に。

富岡議員。

●議員（富岡隆） 皆さんがそれぞれ提案、あるいは発言した中身は、本当にそのとおりだと私は思います。

それで、私も、今、議員としては7期目なのですが、もう、本当にこれまで議論していたことが、例えば新緑さんのほうでいえば、当初この問題が市の職員から内部告発があって発覚したわけですね、小山議員の質問で。そのときに、山谷議員、あるいは喜多議員が、あたかも市がつくったものを読んだと言われるけれども、決してそうではないというふうに言っておりました。

それからずっと、これは3月1日の苫小牧民報にも大きく載っておりました。それで先ほどの議員も含めて、私たちが動議をかけまして、皆さんが本当に、休会中にもかかわらず、精力を傾けてこの問題について調査も行ってきたわけなのですが、ぶり返すつもりは全くありませんけれども、新緑の会派として、これまでこの問題について、本当にどんな議論をしてきたのかなということが問われます。

苫小牧市議会の政治倫理条例の中にも、議員は、自他を問わず政治倫理に反する事実があると疑惑を持たれた場合には、その疑惑を解明し、責任を明らかにしなければならないと、ここまで倫理条例では言われております。この点でどうであったのかと。

私は、もっと厳しく言いますと、やはり議員の資質が問われているし、辞職に値する中身だというふうにも、厳しいようではありますが、それぐらい重い問題だと思っています。やってはいないと言って、ずっとそうをついていて、そして事実を、議会事務局の皆さん方は、本当に深夜問わず、原稿もちゃんと精査して、そして、それで一致していたと、市側の作成した原稿とです。そこで初めて、もう謝らざるを得ないという、そういうような状況に追い込まれていったと私は思います。

でも、昨日の苫小牧民報の報道を読みますと、喜多新二議員が、結果として高い一致率となって、ヒアリングの範疇を逸脱していると、認識を改めなければいけないと、こういう、あまり私はそういう文言を取り上げたくないけれども、やはり反省はしていないなど。やはりこれは大きな問題だと思います。

私たち議員にとっても大事な問題ですけれども、やはり今回の事件というのは、市が作成した質問を代表者である山谷議員が質問して問題ないということを最初から言っていたわけですよ。そこが大きな問題だったと思うのです。なぜそういう、本当に厳しいようだけれども、自ら山谷議員は、そういうことを分かっている、問題はないと。

もし動議がなかったら、こういう事実も事件も明らかにならず、また不問になっていたのではないかとすると、本当にもう恐ろしいことだと私は思います。ですから、これはただただ反省するのではなくて、本当に会派として持ち帰って、もっとやはりこの問題についての重要性をちゃんとしてほしいと、私はそう思います。

市側は、当然この問題について、やはり猛省しなければなりません、本来でいえば事件ですから。

これは、さっき言ったように、倫理条例にも違反しているものです。ですから、これはやはりしっかりと、市側も、どういう処分になるか私は分かりませんよ、さきの市長の答弁も撤回すべき中身だと思いますけれども、やはり新緑の皆さんも含めて、これは本当に、普通でいえぼうそをついていたわけですから、犯罪行為ですよ、ある意味では。

本当に厳しい言い方ですけれども、私はやはり7期やっていて、こういう問題になるとは思いませんでした、本当に。ぜひ、そこら辺のところを、私は言う場がなかったわけだけれども、そのことを強く指摘したい。

再発防止については、いろいろな提案が各会派からありましたので、それをしっかりと盛り込んで、やはりもっと強い、要望書ではなくて、私もやはり、もう二度と再発しないというか、二度とそういうことはやってはならないということを強く指摘するような、そういうものでなければならぬと思っていますので、その点もぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

●議長（藤田広美） 他に。

小山議員。

●議員（小山征三） 市側の対応もお話ししていいのかなと思うので、ちょっと付け加えさせていただきますけれども、議会側の認識は今回改めるということになったとしても、私はこれで終結ということにはならないと考えています。

というのは、松井議員が議運の提案の中で、行政報告をせよということもあるので、これがされるかどうかもあることと、大きくは、本会議の席上、私の代表質問に対して、3回しかできないにもかかわらず、3回目でやっと市長が答弁した、問題がない

ということと、市役所内部の情報漏えいがあるということと、市役所に対する信用失墜行為をしたということで、内部調査を徹底的に行うということを行ったわけです。やはりこれは本会議の席上できちりしなければならぬとなれば、行政報告、あるいは一般質問で今後も正していかなければならぬと感じている点があります。

それで、これは私の認識なのですが、行政と労働運動に詳しい弁護士に確認したところ、市長と議会の関係性からいうと、議会は行政の監視役であることでチェック機能を有している、だからこそ、市役所でおかしなことをしている点があれば、職員が議員に訴えること、これこそがむしろ情報提供であり、情報漏えいでは決してないということを私の知っている弁護士が言っておりました。議会が行政のチェック機能を有しているにもかかわらず、市長が情報漏えいであるとか信用失墜行為だと言うのは明らかに私は間違いだと思いますので、やはりこれは市に対して今後も追及していかなければならぬと考えている次第です。

以上です。

●議長（藤田広美） 他に。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●議長（藤田広美） 決議の内容について様々御意見がございましたが、これらをまとめていきたいと思いますが、例えば市民の声をしっかり届けるということから、まず一つは、質問は受け取らないとか、それをはっきりするというところであるとか、こういったこれまでの経緯をしっかり残すこと、そういった意見もございました。

また、二代表制を毀損する行為、そのことをしっかり明記するということがあったりとか、また、要望書ではなく是正要望であるとか、申入れであるとかと名前を変えるべきだと、そういった意見もございました。

そのほかにも、基本条例の理念をしっかり確認できるような形がいいのではないかと、様々ありました。

また、議員としての立場、議員として市民の声をしっかり届ける、そういったことを明記するということがありまして、様々たくさん御意見いただきましたけれども、ただいま各議員から出されました御意見を踏まえて、決議文の内容について、今後の議会運営委員会において正副議長案を示しますので、その場でまた御協議いただきたいと思います。そのような進め方でよろしいでしょうか。

谷川議員。

●議員（谷川芳一） 今、議長が言われたのですが、決議文の内容と言われたのだけれども、決議文ということにするということなのか、そういうふうに今、私は聞こ

えたのですけれども。

●議長（藤田広美）　　そういうふうに決めました。前回はそうように報告していましたが、議会の場で決議文を出すということで決定しておりまして、その内容を今決めております。

谷川議員。

●議員（谷川芳一）　　一番いいことではないですか。それとやはり、市長が何らかの行政報告をするとか、私は言いましたけれども、やはりこれだけ公開でやっているのだから、これだけ市民も心配して、今日もたくさん報道陣も来られているし、やはりこのことをきちっと一から十まで経過を残して、二度と起こさないように、苦小牧がこういうことによって、残念でならないけれども、これがこれからの議会の見本になるように、僕は、きちっとそういうことを含めて正すように、議長、取り扱ってください。

●議長（藤田広美）　　本日の全員協議会は、そのことを中心にやってきておりますので、皆さんの声を本当にまとめながら、次回の議会運営委員会に正副議長案を提出しますので、その場でまた議論いただいて、よりよい決議文にしていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

このことについてはよろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

●議長（藤田広美）　　それでは、そのように進めさせていただきます。

なお、本日の協議内容については、私から議会運営委員長に申し送りをさせていただきますと思います。

●議長（藤田広美）　　以上で、本日の全員協議会を終了します。

御苦労さまでした。

散　　会　　午前１０時４９分

以　上。